

## 記入例

別記様式 1－1（被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡の場合）

### 被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者 住所  
電話番号は平日日中に連絡のつく  
番号を記入ください  
(平日の日中に連絡のつく番号を記入ください)  
氏名 印

下記家屋及びその敷地等は、「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第35条第3項第1号イ)、「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されていた家屋」及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと」(同法第35条第4項柱書き及び第3号)に該当しますので確認願います。

家屋及びその敷地等の所在地	小美玉市〇〇 〇〇番地 ○ 建物登記簿の所在欄の地番(複数あれば全て)	
家屋の建築年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 建物登記簿の新築日	
被相続人の氏名及び住所	小美玉 太郎 小美玉市〇〇 〇〇番地 除票住民票に記載の氏名・住所	
相続発生日 (被相続人の死亡日)	令和〇〇年〇〇月〇〇日 除票住民票に記載の死亡日	
相続による取得日 (例：遺産分割協議が確定した日)	令和〇〇年〇〇月〇〇日 建物登記簿の所有権移転欄の受付年月日	
被相続人居住用家屋を取得した他の相続人の氏名及び住所	(氏名)	(住所)
被相続人居住用家屋の敷地等を取得した他の相続人の氏名及び住所	(氏名)	共有相続の場合は、 申請者以外の方の住民票に記載の氏名・住所
譲渡日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 建物登記簿の所有権移転日	

### 被相続人居住用家屋等確認書

上記家屋及びその敷地等は、「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第35条第3項第1号イ)、「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されていた家屋」及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと」(同法第35条第4項柱書き及び第3号)に該当すること

ここには記入しないでください

確認年月日	令和 年 月 日
確認を行った市区町村長	印

【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表】

「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第35条第3項第1号イ)、「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されていた家屋」及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと」(同法第35条第4項柱書き及び第3号)の要件を満たしていることの確認に必要な書類の一覧		確認欄
(1) 被相続人の除票住民票の写し		
(2) 申請被相続人居住用家屋の譲渡時の相続人の住民票の写し (被相続人の死亡時以降当該相続人が居住地を2回以上移転している場合には、当該相続人の戸籍の附票の写しを含む。)		
(3) 申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の売買契約書の写し等		
(4) 以下の書類のいずれか (複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て)		
(i) 電気若しく	<b>ここには記入しないでください</b>	
(ii)	申請被相続人居住用家屋の相続人と当該家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示して広告していることを証する書面の写し (宅地建物取引業者による広告が行われたものに限る。)	
(iii)	所在市区町村が、申請被相続人居住用家屋又はその敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」の要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類	
例	所在市区町村が認める者が申請被相続人居住用家屋の譲渡の時までに管理を行っていることの証明書	
	申請者が所在市区町村又は所在市区町村が認める者に対して申請被相続人居住用家屋が空き家である旨の登録を譲渡の時までに行っていることの証明書	
	その他上記以外の書類 ( )	
備考	(例: 空家等対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく空家等に関するデータベースから確認できた内容、上記書類によって確認ができなかった場合(該当する確認欄に「※」を記載すること。)において代替書類・補完書類及びヒアリング内容・申請者の申立により確認できた内容など)	

(用紙 日本工業規格 A4)